

美里町森林整備計画

平成30年3月

（ 平成30年4月 1日
計画期間 〽
平成40年3月31日 ）

埼玉県

美 里 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	2
第2	造林に関する事項	3
1	人工造林に関する事項	3
2	天然更新に関する事項	3
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	4
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	4
5	その他必要な事項	5
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	5
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	5
2	保育の種類別の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	6
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	7
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	7
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	7
3	その他必要な事項	8
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	9
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	9
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	9
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	9
4	その他必要な事項	9
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	9
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	9
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	9
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	10
4	その他必要な事項	10
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	10
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	

		10
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	10
3	作業路網の整備に関する事項	11
4	その他必要な事項	11
第8	その他必要な事項	12
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	12
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	12
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	12
III	森林の保護に関する事項	13
第1	鳥獣害の防止に関する事項	13
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	13
2	その他必要な事項	13
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	13
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	13
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	13
3	林野火災の予防の方法	14
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	14
5	その他必要な事項	14
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	14
1	保健機能森林の区域	14
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	14
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	14
4	その他必要な事項	14
V	その他森林の整備のために必要な事項	15
1	森林経営計画の作成に関する事項	15
2	生活環境の整備に関する事項	15
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	15
4	森林の総合利用の推進に関する事項	15
5	住民参加による森林の整備に関する事項	15
6	その他必要な事項	15

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、埼玉県北西部に位置し、総面積3,341haで、森林整備計画対象民有林面積は736haである。水源地域には人工林が集中しており、又水源涵養保安林が139haある。平地はクヌギ・コナラ等を中心とした広葉樹二次林であり、小面積森林が散在している。

本町では、これら都市部周辺に残された貴重な森林を、水源涵養機能等の公益的機能を高める視点に立って整備を進めるものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目指す森林資源の姿とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施する。

水源涵養機能を図る施業としては、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や町民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意するとともに、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととする。広葉樹では、必要に応じて整理伐を行うものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林組合等林業事業体の育成強化を図る。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹				種	
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	35年	40年	35年	50年	10年	15年

（注）この標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、択伐又は皆伐によるものとする。

・択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～エに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

・皆伐

皆伐は、主伐のうち、択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種名
スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、ナラ

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林業担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ・ヒノキ 広葉樹	疎仕立て	概ね 1, 500	
	中仕立て	概ね 2, 500	
	密仕立て	概ね 3, 200	

(注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林業担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐倒し又は刈り払うこと
植付けの方法	植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、根穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	2月～6月下旬までに行うことを標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適格な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種
クヌギ、ケヤキ、ナラ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、ケヤキ、コナラ	10,000 本/ha

(イ) 天然更新すべき立木本数

樹種	天然更新すべき立木本数
クヌギ、ケヤキ、コナラ	3,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
ぼう芽更新 (芽かき)	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、下記(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る。)を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に参入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満にあつては10年、標準伐期齢以上では15年を目安とする。

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であつて、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率により繰り返し行うものとする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

施業方法 標準伐期

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)		標準的な方法
			初回	2回目	
スギ	疎仕立て	おおむね1,500本	—	—	間伐率は本数率概ね20～35%とする。 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする
	密仕立て	おおむね3,200本	18	25	
ヒノキ	疎仕立て	おおむね1,500本	—	—	
	密仕立て	おおむね3,200本	20	30	

施業方法 長伐期

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初 回	2回目	3回目	4回目	
スギ	疎仕立て	おおむね1,500本	3 5	4 5			間伐率は本数率概ね20～35%とする。 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。
	密仕立て	おおむね3,200本	1 8	2 5	3 5	4 5	
ヒノキ	疎仕立て	おおむね1,500本	4 0	5 5			
	密仕立て	おおむね3,200本	2 0	3 0	4 0	5 5	

(選木方法) 間伐率を念頭におき、立木の疎密状況等も配慮しつつ次の順序で選木を行うものとする。

1. 枯損木、被害木
2. 被圧木
3. 曲がり木等の形質に欠点のある木
4. 並の木

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢及び回数		標準的な方法
		初 回	2回目	
下 刈	スギ	1～5	—	雑草木の繁茂状況を見ながら全刈、坪刈又は筋刈を選択し必要に応じて2回刈りを行う。なお、作業は毎年実施する
	ヒノキ	1～6	—	
つる切	スギ	8	1 2	下刈終了後、2回程度行う。なお、必要に応じて薬剤除草を同時に行う。
	ヒノキ	8	1 2	
除 伐	スギ	1 0	1 5	不要木及び不良木の除去を行う。
	ヒノキ	1 1	1 6	
枝 打	スギ	1 0	1 5	1回当たりの枝打高は1～2m程度とし、実施時期は秋から早春樹液が流動し始めるまでの間とする。
	ヒノキ	1 1	1 6	

3 その他必要な事項
該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2により定める。

森林の伐期齢の下限

樹種名	スギ	ヒノキ
伐期齢(年)	45	50

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 施業の方法

該当なし

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林等、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図に図示	139.96
土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材等生産機能の維持増進を図る森林	概要図に図示	139.96
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	大字：白石 林班：13, 14, 15	139.96
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとする。
- 4 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
本町の森林所有者のほとんどが零細所有者であり、材価の低迷や労働力の減少などにより、保育管理が適切に行われていない面がある。今後は、町、森林組合、森林所有者が一体となり、森林施業団地共同化計画に基づいた計画的、集団的な施業を促進する。
また、森林組合の作業班を拡充して委託施業の促進を図るなど、森林組合を中心とした施業の共同化に努める。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
活力ある森林の造成及び優良材の生産拡大を図るためには、適切な保育施業を適期に実施する必要がある、これを共同化するために、森林組合を中心とした集団的、組織的な施業の実行体制を整備する。
このため、指導機関としての森林組合の組織の充実や、地域で指導的役割を果たす林家の育成を図り、施業共同化の推進体制を整備強化する。
さらに、適切な保育施業を実施するために、集落単位で森林所有者への啓蒙普及活動と、不在町森林所有者への理解と協力の呼びかけを積極的に行う。とくに、適切な林業労働力を持たない小規模森林所有者や不在森林所有者等に対しては、施業意向調査等を実施して施業実施協定の締結に努めるとともに、森林組合による施業実施の受託を積極的に推進し、健全で活力ある森林の整備に努める。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施するには以下の事項に留意すること。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効果的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者が上記ア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の水準を以下のとおり示す。

なお、この水準は、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	0以上	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）に関する事項

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対象番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、埼玉県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区域面積	前年5カ年の計画箇所	対図番号
拡張(改良)	自動者道及び軽車道	森林管理道	起点：美里町大字円良田 1,082	陣見山	60	1,567		①
拡張(舗装)			終点：皆野町大字金沢 664	陣見山	500	1,567		①
拡張(改良)			美里町大字白石 2	南谷	600	71	○	②
拡張(舗装)			美里町大字白石 2	南谷	600	71	○	②
小計					1,760			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、県の定める森林管理道作設指針に則り、森林管理道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるように開設する。また、開設にあたっては、地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造による路体を基本とし、構造物は、地形・地質、土質などの条件からやむを得ない場合に限り設置することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林組合の育成強化を図る。なお、森林組合は、本町における林業の中核的担い手としての役割を果たしているが、より一層の体質強化を図るために、組合員の森林施業の共同化や林業従事者の養成確保を進める。林業事業体の社会保険、雇用保険等への加入促進を指導し、労働者の福利厚生制度の充実を図り、中核労働者を確保する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械に関する知識を高めると同時に、安全操作について周知徹底させるため、新たな機械の研修会、展示会等への積極的な参加を促すなど機械化促進のための条件整備を進める。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	大字白石 014	45.43
ニホンジカ	大字白石 015	69.41
合計	2	114.84

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図っていく。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、有害鳥獣の駆除等を猟友会や森林所有者等と協力して行う。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山林火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消火機材の配備及び作業道の充実により防災管理網を整備する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

生活環境を良好に保つため、野生動物の隠れ場となる竹笹等の刈払い、また枯損木の伐倒を行う。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

イ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ウ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると思われる区域として、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積(ha)
陣見山	013. 014. 015	139.96

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

該当なし

6 その他必要な事項

該当なし